

食品容器包装のリサイクルに関する懇談会の主な意見の整理（修正）

資料 2

大 項 目	中 項 目	主 な 意 見
1．全体的事項	① 容り法の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・低炭素社会の推進などを法目的に加えることにより、容り法をより環境に配慮した法律にすることを検討してはどうか。
	② 容り法の対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・役務に伴うプラ、製品プラを対象にすることを検討してはどうか。 ・容り法上におけるレジ袋の取扱いを再検討してはどうか。
	③ 制度の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者に容り制度や分別手法をもっと普及啓発すべきではないか。 ・その際、事業者、自治体、消費者の主体間連携をさらに進めていくべきではないか。
	④ 容り法の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の分別努力を含め、容り法の成果を評価すべきではないか。 ・数値目標を設定してはどうか。
	⑤ 環境配慮設計	<ul style="list-style-type: none"> ・3Rの観点を踏まえた容器包装の流通を増大させるため、<u>容器包装の軽減、薄肉化、環境負荷の少ない素材の使用促進など</u>環境配慮設計に<u>関する研究会を設置することを検討してはどうか。</u> ・食品業界として中小企業向けの包装の適正ガイドライン策定が必要ではないか。
2．排出抑制	⑥ EPRの活用のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育等を含むEPRの活用のあり方を検討すべきではないか。
3．再商品化	⑦ 全素材に係る再商品化手法 ⑧ ⑦ 個別素材の特性を踏まえた再商品化手法	<ul style="list-style-type: none"> ・分別回収したリサイクル資源の海外流出を防ぐことが必要ではないか。 ・<u>その他プラスチックのみではなく、紙、ガラス、PETボトル、スチール、アルミなどの素材やそれら素材を複合化した容器包装の全体としての最適性を考慮した個別素材毎の再商品化手法も</u>を<u>検討すべきではないか。</u> ・リサイクル費用の9割を占めるプラスチックのリサイクルを将来的にどうしていくのか。 ・プラスチック容器包装の「再商品化」<u>や「高度化製品」</u>の定義を検討すべきではないか。

大項目	中項目	主な意見
3．再商品化		<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック容器包装の汚れのひどい物は、分別回収から外し、熱回収に回すべきではないか。 ・PETボトルは、アルミ缶と同様に再商品化義務の対象から外すことを検討してはどうか。 ・<u>プラスチック容器包装の再商品化手法については、再生素材利用率の観点からの整理が必要ではないか。</u>
4．分別収集	⑧⑨ 効率的な分別・回収方法	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル適性に応じた分別・回収方法を検討すべきではないか。 ・サプライチェーン全体で安価で簡単な回収方法を目指すべきではないか。 ・識別マークがわかりにくく、簡単で実効性のある表示を検討すべきではないか。 ・小売店舗における店頭回収を容り法に位置づけてもらえないか。 ・回収の努力をしている小売業者に委託料金の軽減などのインセンティブを検討してもらえないか。
	⑩⑨ 市町村の費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の容りに関する分別収集の費用負担は大きく、税金で負担していることから、市町村の費用負担軽減につながることにについて検討すべきではないか。
5．その他	⑩⑩ ただ乗り事業者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな業種を含め、フリーライダーが存在するのではないか。 ・委託料金の<u>支払い</u>に関する<u>遡及</u>時効が無い中、帳簿の保存期間である5年よりも前の支払いをどうすべきか。
	⑪⑩ 委託料金の徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> ・フランチャイズチェーンにおける徴収方法の簡略化、効率化を検討してもらえないか。 ・容器包装の委託料金は上流で支払うことを検討してもらえないか。